

新潟市教育委員会 令和2年3月 定例会会議録

日 時	令和2年3月12日(木) 午後2時		
場 所	新潟市役所 白山浦庁舎 5号棟3階 教育会議室1		
教育長	前田秀子		
出席委員 (8名)	佐藤久栄	出席委員	小野沢裕子
	上田晋三		市嶋洋介
	田中賢一		渡邊純子
	渡邊節子	欠席委員	
	山倉茂美		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏名		職・氏名
	教育次長	高居和夫	学校支援課長
	教育次長	古俣泰規	生涯学習センター所長
	教育総務課長	渡邊剛	中央公民館主幹
	学務課長	高橋光久	中央図書館館長補佐
	施設課長	高橋裕幸	教育総務課課長補佐
	保健給食課長	東理守	教育総務課係長
	地域教育推進課長	緒方猛	教育総務課主査
	学校人事課長	池田浩	
	教育職員課長	浅間孝之	
	総合教育センター所長	小川裕一	
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後 2 時
	宣 言 者	教育長
付議事件 (12 件)	議案第 31 号	新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画の策定について
	議案第 32 号	新潟市学校運営協議会規則の制定について
	議案第 33 号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
	議案第 34 号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第 35 号	新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について
	議案第 36 号	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
	議案第 37 号	新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部改正について
	議案第 38 号	新潟市立幼稚園園則の一部改正について
	議案第 39 号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について
	議案第 40 号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第 41 号	教育財産の用途廃止について
	議案第 42 号	事務局及び機関の長の人事について
報告 (4 件)	第 2 次多忙化解消行動計画の改定について	
	「令和 2, 3 年度 学校園の重点」について	
	新たな不登校への対応について	
	指導が不適切な教職員に関する委員会報告について	

第1 開会宣言

○教育長

午後2時 開会を宣言する。

これより、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の報道はありません。なお、会議中に、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。
(異議なし)

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に田中委員及び渡邊節子委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案31号 新潟市教育ビジョン第4期実施計画の策定について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課から、議案第31号の新潟市教育ビジョン第4期実施計画の策定について、ご説明をいたします。こちらにつきましては、昨年度からずっと、かねてからよりご検討をいただいているところでございますけれども、先の2月の定例会で皆さんにいただいたご意見を基に、最終案ということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、配付させていただきました教育ビジョンのカラーの仮に刷ったものです。こちらの表紙のデザインは、実は仮のデザインでございまして、変わります。これは本当に仮の姿でございますので、今刷っていないので可能であればあとでお示ししたいと思っています。そちらは仮ですけれども、今、印刷業者といろいろやり取りしていて、ようやく今決まりそうだというところでございますので、申し訳ありませんがのちほどお見せできるかと思います。

そして、2月の定例会でご意見を5点いただいております。こちらについてご説明いたします。まず1点目、21ページの事業1になりますが、アグリ・スタディ・プログラムに基づく体験学習の推進事業についてです。この指標については、子どもたちの併用に基づく指標にしたほうがよいのではないかというご意見をいただいております。こちらについては学校支援課と検討いたしまして、事業のねらいと概要と指標との見直しを行ってまいりました。事業のねらいと概要では、その文章の出だしをよりよく問題を解決する子どもから始めることにしまして、指標ではアグリ・スタディ・プログラムに基づいてといったところから始めることにいたしました。そのような文に修正させていただいたところです。

指標につきましては、農業の素晴らしさなどをより体感できるアグリパークでの学習をした小中学生について、現在行っているアンケートを自然や農業への関心が高まったという内容のアンケートに改善いたしまし

て、事業の達成度を図ることにしたところです。なお、アグリパークに来館する小中学生は相当数いますので、その中から抽出してアンケート実施することにいたしました。

2点目は22ページ、事業2の学校図書館活用推進校事業についてです。この指標につきましては、月に数回程度という表現は何回程度なのかが分からぬといったご意見でございました。こちらも学校支援課で検討いたしまして、目標としては月に2回以上が適当であると考えまして、小学校の欄、中学校の欄いずれも月2回以上という形に修正することにいたしました。

3点目は、同じページの事業3の新聞活用の推進についてです、こちらにつきましては、指標ですけれども、これも学校支援課で検討いたしましたが、今後は小中学校の新聞活用の状況を把握しまして、さらに来年度にアンケートを作成する際に具体的な新聞を活用した授業の回数などを設定する予定としております。現段階では、この紙面のままで今後行う第4期実施計画の評価の際に具体的な指標の内容を示させていただくことしたいと思います。

4点目は33ページ、事業2、環境学習の充実についてです。こちらは、2月定例会の資料では事業のねらいと概要が子どもたちの能力の育成を図る内容となっておりました。現在実施している事業の内容に沿つたものではなかったということで、学校支援課において精査しまして、環境学習の成果を他校や市民に公開して環境保全に対する意識を広めていきますということで、その事業に取り組んだ学校数を指標にすることにいたしました。この学校数には新規に取り組む学校と、前年度から継続して取り組む学校とがということでございます。

5点目は42ページ、事業3、子どもの読書環境整備事業です。事業のねらいと概要の文章の1行目になりますが、子どもと親子という子どもが2度表現される表記を子ども、または親子というような表記に修正をしたところです。以上5点の修正をいたしました。

委員の皆様からは最終案を確認いただきまして、これで最終的に決定とさせていただければと思っております。今後、印刷製本を早急に行いまして、今月末には各学校園に配付する予定としておりますので、よろしくご指導のほどお願いします。よろしくお願ひします。

ただ今の説明にご意見、ご質問がある方は挙手をお願いします。

今、表紙が届きました。このような形の、非常に温かみのあるマイルドな、表紙だけのものではないかもしませんけれども、そのような色合いを選びましてこのようにいたしました。

皆さん、ご意見やご質問はございますでしょうか

丁寧なご検討、そして適切な修正等いろいろ大変ありがとうございました。今後、各学校でこれをしっかりと読み込んで、次の計画に向けて、どの学校園も頑張るのではないかと思っています。ありがとうございます

○教育長

○教育総務課長

○教育長

○田中委員

た。

○教育総務課長 ありがとうございました。

○教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第31号については承認するということでよろしいでしょうか。そのようにいたします。

次に、議案第32号から議案第40号までは、教育委員会規則の制定及び一部改正となりますので、一括して教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 また、引き続きまして、教育総務課から議案の第32号から第40号まで一括して説明させていただきます。資料ですけれども、それぞれの議案について議案書あるのですが、A3の資料を基にして説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、最初に今回のこれらの規則の制定、一部改正につきましてですが、これはいずれも4月1日に施行を予定しているものということになります。

はじめに、議案第32号から説明をさせていただきます。最初は、新潟市学校運営協議会の制定についてです。これは、かねてよりご説明させていただいているコミュニケーションスクールの事業に関連するものでございます。来年度から各学校に順次学校運営協議会を設置していくところですが、そのための規則ということになります。学校運営協議会を設置する趣旨であるとか委員の任命の手続きであるとか、あるいは任期などといった運営に関することについて必要な事項を定めているところでございます。なお、学校運営協議会につきましては来年度から12校のモデル校を設置しまして、令和4年度にすべての学校に進むという予定で進めてまいります。

次に、議案第33号の新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてです。こちらは、内容としましては2点ございまして、1点目は今ほどご説明いたしましたコミュニケーションスクールの関係で所要の改正を行うものであり、2点目につきましては市立学校園において校園長の出張にかかる手続きを簡素化するために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第34号です。新潟市教育委員会組織規則の一部改正についてです。こちらの内容としましては2点ございまして、まず1点目は令和3年度に行われます全国高等学校総合体育大会の開催準備のために、学校支援課に高校総体準備室を設置するために所要の改正を行うものでございます。2点目ですけれども、これは特別支援教育サポートセンターに所長補佐という役職を置くために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第35号です。新潟市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正についてです。これは、行政手続き

等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴いまして、規則の名称を改正するものでございます。

次に、議案第 36 号です。新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてです。これは、先月 2 月教育委員会定例会においても説明いたしましたが、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置としまして、在校等時間の上限を設けるものでございます。具体的には、1 月に告示されました国の指針と同様に原則として時間外の在校等の時間を一月 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内となるように業務量の管理を行うというものでございます。

次に議案第 37 号、新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部改正についてです。これは、学校事務共同実施のさらなる機能向上と効率化を図るために地域学校事務支援室を細分化するとともに、共同学校事務室の設置を行うものでございます。

併せて、笹山小学校の閉校と新通つばさ小学校の開校に伴いまして所要の改正を行うものでございます。この具体につきましては、付議の 45 ページをご覧いただけますでしょうか。A4 の冊子の 45 ページに樹形図といいますか、図が二つほど現行と改正後と書いてございます。現在の姿が現行のほうですが、東と中央と西の 3 か所の地域学校支援グループがあるのです。それと区ごとの 8 か所の地域学校支援室とする。そのように改正をして、下の改正後の姿にしていくということでございます。

また、現在の地域学校グループのもとに中学校区単位の共同学校事務室というものを設置するということで、組織の体系の改正を行うということになります。よろしいでしょうか。

次は、議案第 38 号になります。A3 資料に戻っていただきまして、議案第 38 号の新潟市立幼稚園園則の一部改正についてです。これは、新潟市立幼稚園の再編による幼稚園の学級編成や定員につきまして、変更が今後 4 年間にわたって複数園で行われるということに伴いまして、それにかかる記載を別表としないで別に定めるというようなことでございます。また、法の改正によりまして幼稚園の授業料が無償化されたことに伴い、授業料の未納者に対する措置を廃止するものでございます。

次に、議案第 39 号です。新潟市公民館条例の施行規則の一部改正についてです。これは、潟東地区の 3 小学校の統合を契機にいたしまして、地域の皆様の意見を参考に公共施設の再編計画として策定されました潟東地域実行計画に基づき、潟東地域コミュニティセンターにかたひがし生活体験館の機能を引き継ぐことによりまして、本施設を廃止するため所要の改正となるものでございます。

次に、議案第 40 号です。新潟市立図書館条例施行規則の一部改正についてです。これは、市民の皆様から記載していただく申請書等の書類は不要な性別表記は削除することなどとする基本方針に沿って、貸

出申込書の書式から性別表記を削除するものでございます。これら、以上が制定や一部改正する規則の概要となります。

続きまして、資料の下段になりますけれども、令和2年の4月1日から始まる会計年度任用職員制度の関連規則についてでございます。会計年度任用職員制度は、現在の非常勤職員や臨時職員につきまして適正な任用や勤務条件を確保することを目的とした制度でございます。これまで特別職として整備されていた非常勤職員などを正職員と同様な一般職として整備するものでございます。この制度を始めるために、会計年度任用職員の勤務時間や休暇、報酬等について教育委員会も含めた市全体としての規則の制定や一部改正を行う必要があるのですけれども、現在も市長部局で規則案を検討しているところですが、それがまだ確定していないということでございます。そして、それらを私たちには引用して教育委員会の規則ということも策定するのですけれども、まだ市長部局のものが確定していないために今回はまだ確定ができないという形になります。これらの規則の文言が出次第、教育長代理によりまして決裁をさせていただければと思っておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

なお、この内容につきましては、来月の4月の教育委員会定例会において改めて報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただ今の説明にご質問、ご意見等がある方は挙手をお願いします。

○渡邊(節)委員 質問をお願いします。議案第34号の(2)の特別支援教育サポートセンターの件に関しての改正理由が分からぬので教えてください。

○教育総務課長 こちらは、特別支援教育サポートセンターというのは、実は教育相談センターの中に、そこと組織としては一緒になっておりまして、所長も今兼務している形になっています。教育相談センターにつきましては所長補佐という立場があるのでけれども、特別支援教育サポートセンターは同格の組織であるにもかかわらず、それに相当する公職の肩書きがなかったものですから、これをこの度新設をさせていただきたいと。ついでに、こういった形で規則の改正が必要になってまいりますので、今回手続きをさせていただいたということあります。

○渡邊(節)委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはございますでしょうか。

○田中委員 議案第32号の半ばで、学校運営協議会が令和2年度からモデル校を設置するということですが、全部で12校ということですけれども、聞いていましたか。

○教育総務課長 はい。

○田中委員 のちほど説明いただければと思います。

○教育総務課長 今回は、モデル校として実施する4区の4中学校区になります。その4中学校区の小中学校を合わせますと12校という形になるので、のちほ

ど一覧表をお渡しします。

令和3年度に、さらに12校で、来年度実施しない残ったところの区で、また12校モデル校を選びまして、つまり2年間で24校がモデル校になって、翌年からは全校という形です。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○山倉委員

内容について聞いてもよろしいですか。議案第32号の学校運営協議会のことです。付議6の会議のところの第9条で、協議会の会議は会長が招集し、と書いてあるのですが、そういう会議の日程の調整とかはどなたがするとかそういうことは決まっているのでしょうか。

○教育総務課長

会議のそいつた日程の調整につきましては事務員が、コミュニティ・スクールに事務員という形でどなたかが就任するといいますか。事務員の役を持つものでありますので、その事務員が調整することになるのです。

○山倉委員

専門の事務員をお願いするのですか。

○教育総務課長

何かと兼務。例えば、地域教育コーディネーターと兼務になるかもしれませんし、そこは様々な学校に行くことで形態が変わるかもしれません。そういう事務調整をする担当者が選ばれますので、その方がする。

○山倉委員

ありがとうございます。もう一つよろしいですか。次の、付議7のところで、第14条で協議会は毎年度1回以上と書いてあるのですが、これは学校ごとに違うということですか。

○教育総務課長

学校ごとで何回するかということは決めていくことになるかと思いますけれども、最低1回はするということで。

○山倉委員

1回だと何か。評価でしたか、ごめんなさい。

○教育総務課長

改定をするという評価です。

○山倉委員

それは、私の間違いでした。すみません。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員

私も会則で、学校運営協議会のことについて質問です。任期の第6条のところですけれども、2年以内とし、再任を妨げないとなっていますけれども、これは私の地域はずっと同じ方がやっています。よくある規則の。ほかに変わるものもなかなか難しいのですけれども、そのあたりうまくバトンタッチができるようになりますんでしょうか。

○教育総務課長

これにつきましてはやはりその地域の方、例えば保護者の方でも毎年新しい子どもが学校に入ってくるわけで、やはり少しずつの入れ替わりがあるわけです。コミュニティ協議会とか町内会の方となるとかなり固定化される部分もあるのかもしれませんけれども、やはりある程度、コミュニティ協議会であったり、コミュニティ・スクールであったり、学校の協議会であったりというものを地域に知つてもらうように我々もしていかなければいけないかとは思っています。それを広報することによって、地域の方や学校の保護者の方がこういうものがあるのだということを認識していただき、問題意識を皆さんにより広く持つていただくことによって、そういう

ことに参画していこうというお気持ちを持つていただく方を増やすことをしていかないとだめだろうと思っています。そういう中で、新たな人材を代替わりというとあれですけれども、できるように見つけていければと考えています。

- 市嶋委員 よろしくお願ひします。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 上田委員 8条の協議会のことです。組織の中に会長、副会長がとりあえず2人いるということだけしかないです。会議録は、先ほど言われていた事務の方がやられるのか、それとも特に書記を置かないでできるのか説明をお願いします。
- 教育総務課長 そこは、大体議事録的なものは当然作成する。一言一句なのか代用なののかはそこはまた協議会ごとに変わるかもしれませんけれども、その辺の事務につきましても先ほど申し上げた事務員の方が担っていくことになることになるかと思います。また、その方からどなたかにお願いすることもあるかもしれません。そこは、それぞれの協議会で決めていただけたらと思います。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第32号から議案第40号までは承認するということでよろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。
- 次に、議案第41号教育財産の用途廃止について、施設課から説明をお願いします。
- 施設課長 施設課でございます。よろしくお願ひします。付議の61ページをお開きください。議案第41号教育財産の用途廃止について説明いたします。はじめに、1、内容ですが、令和2年4月1日に木崎小学校と笹山小学校が統合し、統合後は木崎小学校の校舎を利用いたします。これに伴い、笹山小学校の土地、建物について、財産分上の位置づけを教育財産から普通財産に切り替えるために、同日付けで教育財産の用途を廃止するものです。
- 2、用途廃止する教育財産については笹山小学校の土地、建物などでございます。最後に、3、その他ですが、用途廃止後の跡地の利活用につきましては現在は未定であり、今後は市長部局で提供することになっております。
- 教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。ございませんでしょうか。それでは、議案第32号から議案第40号について、承認してよろしいでしょうか。そのようにいたします。
- 次に議案第42号事務局および機関の長の人事については人事案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。それでは、公開案件終了後、非公開案件として審議をいたします。

(異議なしの声)

○教育長	<p>次に日程第3 報告に入ります。</p> <p>はじめに、第2次多忙化解消行動計画の改定について、学校人事課から説明をお願いします。</p>
○学校人事課長	<p>よろしくお願いします。学校人事課です。第2次多忙化解消行動計画の改定について説明いたします。報告1ページをご覧ください。新潟市教育委員会では平成 30 年3月に第2次多忙化解消行動計画を策定し、これまで様々な取組みを行い成果を上げてまいりました。時間外勤務については、月 45 時間以下の人の割合が増え、100 時間以上の人々の割合が減る。そして、年間 14 日以上の年次有給休暇を取る人の割合が増えるなどの成果を上げてきました。この度、文部科学省が定めた指針を受け、先ほど教育総務課長から説明があったように、勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正を行ったことから、第2次多忙化解消行動計画における指標および取組内容等の改定を行うこととしました。それでは、改定した部分を中心に具体的に説明いたします。</p> <p>報告2ページをご覧ください。ここには、今ほどお話しした改定の概要が記載されています。報告4ページから5ページには行動計画策定の趣旨、方針が記載されておりますが、この部分はこれまでと大きな変更はありません。報告6ページをご覧ください。「3 行動計画の目標と行動期間」についてです。この部分は、これまでの指標、月当たりの平均時間外勤務時間が 45 時間以下の教職員を増やす、年間 14 日以上の年次有給休暇を取得する教職員を増やすという二つの指標から、今回の改定により、「1 1か月の時間外在校等時間について 45 時間以内にする」「2 1年間の時間外在校等時間について 360 時間以内にする」「3 1年間 14 日以上の年次有給休暇を取得する教職員を増やす」の三つとしました。なお、これまで時間外勤務時間としていた時間を、この度の改定に際し、文部科学省の定義に合わせ時間外在校等時間といたしました。</p> <p>今後は、この三つの指標の実現を目指し、これまでの2年間の取組みの成果と課題を明らかにして、さらに実効性のある働き方改革を推進します。なお、この行動計画の行動期間としては令和2年度末までとし、令和3年度から第3次多忙化解消行動計画を策定する予定としています。</p> <p>次に、具体的な取組み内容について説明いたします。最初に学校園での取組みです。黒く編みかけされている部分が今回改定されていた部分になります。(1)あらゆる場や機能を活用し、教職員の長時間勤務縮減を推進(組織としての挑戦)として、①業務の削減、簡素化、効率化の推進を進めます。各職員当たりの平均時間外勤務時間はそこにあるとおりですが、なかなか取組の成果が教頭や主幹教諭等に数字として表れていないという現状があります。これらのことについても今後、教頭等の業務の改善の見直し、今まで進めていた行事の過度な準備、練習の削減等に取り組む必要があると考えています。②休憩時間や休日</p>

の確保につきましても、特に小学校で連絡帳を見たり、様々な生徒指導がずっと続いて、昼食休憩等がなかなか取れないという実態がありますので、教育委員会として業務の適正化や環境整備をさらに進める必要を感じています。

⑥中学校における適正な部活動運営のあり方の検討については、新規として取り上げさせていただきました。1点修正をお願いいたします。円滑に部活動を実施できるような適正な部の数の、適正な部の数というところを二重取り消し線で削除していただきたいと思います。部活動の運営については、ガイドライン等でこれまでも取組みを進めてきました。生徒数の減少により、また、教職員数の専門性の確保等が難しく、部活動の数の確保については非常に大きな課題だと考えております。しかし、一方で地域のこれまでの伝統的な部活動の地域とのかかわりがありますとか、また、中体連との実質的な数の見直し等についてもまだ不十分な状態であることから、今回の改定からは適正な部の数の部分は削り、ただ練習等のあり方などについては今後さらに進めていくという提案にさせていただきたいと考えています。

⑦小学校高学年における一部教科担任制の検討については、一部先行事例として、市内でも一部の学校で5、6年生の教科担任制が取り組まれています。先生方の授業の負担の軽減や、また一方で多くの先生から子どもたちを見ていただくということで、教育の質の担保の面からもプラス面があると考えています。それぞれの学校の実態に応じて、働き方改革の視点からも一部教科担任制の検討を新規として加えました。以下については、各学校での取組みについては継続となっています。

次に、教育委員会の取組みです。報告 11 ページをご覧ください。「2 教育委員会の取組」です。これは、以前に学務課からもお話をあったところですが、校務支援システムの導入ということで、令和3年度の導入によって成績処理などの教務に関する業務、健康診断等の保健に関する業務等が削減されることが見込まれています。令和2年度の後半から、試行的な運用が始まるということですので、試行の際にもこのような働き方改革の視点も有効に活かしながら取り組んでいきたいと考えています。「(2)出退勤管理システムによる勤務時間の実態把握」は、以前からも行っておりますが、より客観的な把握方法について、校務支援システムの導入との関連も含めて、より分かりやすい、だれが見ても分かるような出退勤管理システムの構築に取り組んでまいります。「(3)長期休業中の学校閉庁日および休暇取得促進日の設定」については、その年ごとに曜日の回りがありますとかいろいろありますので、その年ごとに設定を維持、拡大の方向で考えています。令和元年度は四角囲みにあるような休業中に設定をし、それぞれ採択した学校の割合がそのような感じになっています。「(4)教職員の健康および福祉の確保」については、教育職員課とも連携して、業務の削減、そして心身の健康等を総合的

に情報共有しながら、働き方改革の面からも教職員の健康および福祉の確保について努めてまいります。「(5)学校園への照会・調査文書量の削減と簡略化」ということで、文章を今まで紙でやり取りしていたものをPDFファイル等による電子データによるやり取りにできないか、また、職員等の印が必要なものについて見直しをするなどして負担を削減する方向で考えています。「(6)Webページの共有」については拡充、「(7)目安となる出退勤時間の設定と時差勤務」ということで、これまで目安となる退勤については示しておりましたが、出勤時間については特に示していませんでした。実態としては、教頭先生の多くが朝7時前に出勤するなどの実態が分かりましたので、朝7時前には出勤しないようにということで、朝の時間外勤務についても縮減する方向で考えています。また、部活動と様々な事情により時差勤務を導入したほうが職員の負担軽減も図れるという声が学校現場からも挙がっておりますので、新年度、時差勤務の導入を行う予定にしております。(8)の電話業務については、昨年度6月から実施して大きな成果を上げておりますので継続していきます。スクールロイヤーについても同様に継続の方向です。(10)は拡充ですが、学校事務支援員、部活動指導員については、文部科学省の方針もあり、市長部局の財務とも交渉して、拡充の方向で進んでおります。(12)はこれまで学校の中、教育委員会の中では縮減、働き方改革を進めてまいりましたが、今後さらに学校と関係する、例えば教育研究協議会や中学校体育連盟と関係団体との連携も進めながら、学校現場の業務縮減を総合的に進めていきたいと考えています。

○教育長

○山倉委員

ただ今の報告にご意見、ご質問がある方は挙手をお願いします。
1校1取組でやっているということで、私の住んでいるところの中学校は水曜日がノー残業デーで部活もなしで、その日は会議も入れずに帰りましょうということで、中学1年生の孫も水曜日になるとのんびりと家にいるということで、先生だけでなく中学生も一息つけていいのかと思います。私が会議の予定で教頭先生と連絡するときも、水曜日は入れないほうがいいということを言われて、そうだということで何回も言われているのですが、そうやって少しずつみんなに地域の住民に浸透していくって、この地区、この学校は水曜日はもう何も会議を入れませんということが浸透していくと本当に先生方も安心してノー残業デーができるのかというようなことを思っていますので、とてもいい取組みだと思います。

もう一つ、報告6のところで指標③で1年間 14 日以上の年次有給休暇を取得する教職員を増やすと書いてあるのです。これは全員というわけにはいかないので増やすにしたのですか。これは、全員が取りましょうというようなことは。

○学校人事課長

私たちの願いとしては、全員が 14 日以上取れることを目指したいという気持ちではいます。ただ、様々な職種で例えば調理員であったりすると、例えばノロウイルスが流行ったときにはご自身が休まなければいけな

いということで、年休を年次的にある程度残しておかないとご自身が非常に心配であるとか業種や職種や状況によって取りにくい状況もあるということで、ここに全員というふうには謳ってなく、目標としては 70 パーセント程度は達成したいという気持ちではあります。

○山倉委員

意見を言ってもいいですか。ノロウイルスで休まなければいけないということは仕事の一環のような気がするのですが、やはり年休になるのですか。

○学校人事課長

そこの年休の制度も含め、いろいろな職種によっては、やはり残しておかないと非常に不安であるというようなところもあって、4月、5月についてはなかなか取りにくいとかそういうこともあるので、今一つの例としてノロウイルスのことを挙げましたけれども、この目標としては全員が取れる様々なところの対策を執る必要があるとは思いますが、そこも併せて検討していきたいと思います。

○山倉委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかに。

○小野沢委員

報告8ページの、新規の中学校における適正な部活動運営の在り方についてです。部活動というと、地域差が随分とあるような気がするのです。その中で、保護者や地域の理解を図りながら進めていきますと、これはどのように理解をしてもらうように進めていくか、今考えられていることはどんなことですか。

○学校人事課長

部活動についてはこれまで、いろいろな地域との意見がずれたりしているということがありました。校長先生はやはり教職員の負担を考えて、部活動の希望者の数の推移等を見て、基本的にはなくせる部活動はなくしたいという気持ちがありますが、その提案で必ず保護者や地域の方と協議会を持って話し合いをやるとか、年次的に学校の考えを少しずつ広めてとか、やはり実態に応じてどなたかと相談しながら、一方的に学校だけの都合で進めることのないようにということは教育委員会としては指導しています。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員

よろしくお願ひします。質問です。民間だと有給休暇の取得については罰則もあって、5日以上取らせなければ、確か1人当たり 30 万円くらい罰金があったと思うのですけれども、努力義務というところと、もうマストでやるというところ、なかなか先生方は難しいと思うのですけれども、例えば上限をオーバーしたときはどうなるのですか。オーバーした学校があったときはどうなるのでしょうか。

○学校人事課長

教育委員会として、当然上限を超えた場合については、やはりなぜそうなったのかの事実の確認であるとか、また、その背景の中に、例えば業務の偏りであるとか、やはり学校として体制を整えることによってカバーできるようなことであるならばそうしてくださいという指導を行うことになるかと思います。

- 市嶋委員 今、この時間外勤務の平均を見ると、一番、多分人が多い。先生は教諭に入るかと思うのですけれども、40時間が平均残業時間でいいですね。そうすると、20日勤務されて平均すると大体1日2時間くらい残業されているかと。それが、上限の年360時間以内に下げなさいということになると、あと30時間くらいに収めないと360時間以内に収まらないと思うのです。ですので、かなりハードルが高いと思うのです。そのために、やはりリーダーシップを執ってくださる校長先生とかそういった方が率先して残業を減らしていくようなリーダーシップを執っていっていただきたいとなかなか。それぞれの個人、個人の目標という悠長なことを言っていると多分なかなか改善していくことだと思うので、学校ごとの取組もうですしこの指標を必ず遵守していくのだということを教育委員会からもぜひ発信していただきたいと思います。
- 学校人事課長 委員ご指摘のとおり、やはり文部科学省の上限を設けたということは私たちは重く受け止めています。これまで成果は上げつつも、まだ委員のおっしゃるようにこの目標がそのまま当てはまるまで削減できていないということも事実ですので、あらゆる角度からしっかりと働き方改革を進めていきたいと考えています。
- 市嶋委員 お願いします。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 渡邊(純)委員 報告7ページの「(1)あらゆる場や機能を活用し教職員の長時間勤務縮減策を推進」のところです。そこの業務の簡素化とか効率化推進という言葉、シンプルになっています。具体的に下の例が書いてありますけれども、実際に運動会の内容を減らすところは難しいのかと思ったりはしました。宿泊行事の見直しというのが出ているのですが、そういう見直しとか取消になっているところというのはあるのでしょうか。
- 学校人事課長 まず、運動会についても今まで5回練習していたものを3回にするであるとか種目の見直し等で、簡単に働き方改革で行事をやめたりということはないと思うのですけれども、その練習であるとか当日のプログラムと準備の時間等は工夫しているかと思います。
- 宿泊行事の見直しについて、働き方改革を受けてなくしましたという報告は今どれくらいあるのかについては数字が手元にありません。私たち教育委員会として発信しているのは、今まで当たり前であると思っていたことも本当にそれが必要なのかとか、それをやる意義は本当に何だろうかということでタブーなくすべてを削減の対象として見ていってほしいということは言っています。決して、子どもたちの活動の幅を狭めたり、質を低くすることがあってはいけないと思いますが、かといってこれはもう例年やっていることだから、これまで何十年も続いていることだからということではなく、例えば宿泊行事、修学旅行以外にも学年のキャンプであるとか様々な宿泊行事がありますので、そういうことも見直しの対象であるという意味で例に挙げてあります。

- 渡邊(純)委員 ありがとうございます。
- 渡邊(節)委員 お願いします。感想と質問をお願いします。感想ですが、今ほど渡邊純子委員が言われた、次のところの報告8の②休憩時間の確保というのも、毎日の小さいところですけれどもとても大事で、これができるといいと思いました。一方で、先生方は大変お忙しい中でごく工夫というか、どんなふうにできるのだろうと。私の中では想像がつかないのですけれども、ぜひ、それこそいろいろな各学校区で何かできてくるといいと思いました。
- それから、質問ですが、次のページ報告9の上のグラフのところに、これは令和元年と文面のところに書いてあるので、令和元年に取ったものでいいですか。それで、勤務時間の縮減効果があったということですが、これはすべての学校に行ったものでしょうか。そうすると、全部で学校は何校になるのでしょうか。
- 学校人事課長 177です。
- 渡邊(節)委員 多くの学校で縮減されているということですね。ありがとうございます。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件についての報告は以上とします。
- 学校支援課長 次に、令和2・3年度について、学校支援課から説明をお願いします。
- 学校支援課です。今日お配りしてある、カラー版の資料を見ていただきたいと思います。教育ビジョンを上位計画として、教育ビジョンの中から学校園の保育事業、そして生徒指導、特別支援教育の内容を取り出して重点化したものが学校園教育の重点です。これは、小学校の学習指導要領がスタートする令和2年度、中学校の学習指導要領が全面実施される令和3年度と、令和2年度、令和3年度に向けての重点になります。
- お開きいただいたて、新潟市立幼稚園から市立高等学校まで、発達段階を見据えたうえでの段階を追っての重点を作成いたしました。特に3本柱といいますか。目指す資質・能力は国が定めているものですけれども、確実な力を育成する保育事業の質的な向上と自立を促す生徒指導の推進、そして多様な学びを保障する特別支援教育の推進が大きな柱です。保育事業の質の向上は、とにかく自分の学校に合った教育課程、カリキュラムをきちんと作っていきましょうということ。そして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた事業を進めていきましょうと。児童、生徒が自分で考え、自分で解決するような探求的な学習をさらに充実させていきましょうというのがオレンジのところの重点です。緑は生徒指導です。ここは、改めて見ていただきたいのが幼稚園から高校まで児童、児童、生徒の信頼関係の構築というのが改めて重点に従っています。もう、ここがやはり基本なのだということを改めて感じています。そして、チームとして校内体制を整えていきましょうということです。逆を言えば、まだ児童、生徒と信頼関係を構築する必要があるし、校内体制はまだ

まだ構築されていない学校があるということが、という意味でもあります。様々な機関との連携を挙げました。

特別支援教育については、特別な配慮を要する児童生徒のための教育課程と一緒に編成し、あと授業づくりをしっかりとやっていきましょうということが小中、特別支援学校の協定でもあります。そして、関係機関や保護者の連携を進めていきましょうということです。

昨年度からですが、一番最後のページを見ていただくと支持的風土の醸成です。これが、今申し上げた3本柱を支える土台です。この木の絵というか、これをよく使っているのですけれども、授業をよくするためにも生徒指導を充実させていくためにも、多様な子どもたちの特別支援を進めていくためにも支持的風土は必要だという考えです。認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う温かくて、厳しさを持っている学級ができればこのような授業や生徒指導や特別支援教育がうまくいくということを信じて、支持的風土の醸成を令和2年、令和3年度も全市を挙げて進めましょうというメッセージを掲げました。

これから印刷して、できあがったものを各学校に配付します。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手お願いします。

○田中委員 今、課長が支持的風土の醸成について、詳しくお話をされました。支持的風土というのは昔から言われてきてはいるのだけれどもなかなかそこは、子どもたちが成長するにつれて人間関係がうまくつくれない子どもが増えている印象があります。そういう中で、改めて新潟市教育委員会として、この支持的風土をきちんとどの学級にも作っていこう、そして学級にとどまらず学年あるいは全校という形で子どもたちが認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合うという、本来、人が人として接するときに必要な力だろうと思うのです。そういう雰囲気が作られていることが最も大事なことだと思うのであります。それが作られてこそ、いじめであったり、不登校というものがなくなっていくことになるのだろうと思うわけでありますので、ぜひとも各校に対して丁寧な働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については以上とします。

次に新たな不登校への対応について、その次の指導が不適切な教職員に関する委員会報告については、公表前であること、また個人情報を含む案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ公開案件終了後、非公開案件として報告をいたします。

(異議なしの声)

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4 次回日程について、教育総務課から説明をお

願いします。

○教育総務課長 4月につきましては、4月17日金曜、5月につきましては、5月29日金曜、時間はいずれも午後3時30分からを予定しております。

非公開案件の審議・報告

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

○教育長 はじめに、議案第42号 事務局及び機関の長の人事について、教育総務課から説明をお願いします。

(事務局及び機関の長の人事について説明)

○教育長 それでは、議案第42号について、承認してよろしいでしょうか。

次に、報告案件に入ります。

はじめに、新たな不登校への対応について、学校支援課から説明をお願いします。

(新たな不登校への対応について報告)

○教育長 次に、指導が不適切な教職員に関する委員会報告について、学校人事課から説明をお願いします。

(指導が不適切な教職員に関する委員会報告について)

第5 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 田中質一

署名委員 渡邊節子

